

# まほろば秦野通信

平成27年8月28日

秦野市役所市長室広報課

タイトル	<b>「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」申請書等の発送</b>
When (いつ)	9月8日(火曜日)
Who (だれが)	こども健康部子育て支援課臨時給付金担当
What (なにを)	市民税のお知らせに併せて「臨時福祉給付金」及び「子育て世帯臨時特例給付金」の申請書等をそれぞれ対象と思われる方に発送します。
How (どのように)	郵送による。(到着までに4~5日かかる場合がある。)※2つの給付金を装った振り込め詐欺や個人情報の詐取に注意してほしい。
Why (なぜ)	消費税率の引き上げに際し、所得の低い方に与える負担に考慮し、適切な配慮をします。また、子育て世帯の負担を緩和し、子育て世帯の消費の下支えをはかるため対象者に給付金を支給します。 ≪臨時福祉給付金≫ 対象者：平成27年度の市民税が課税されない方(課税者の扶養親族や生活保護の受給者等は除く) 支給額：1人につき6,000円を支給 ≪子育て世帯臨時特例給付金≫ 対象者：平成27年6月分の児童手当(特例給付を除く)を受給している方 支給額：対象児童1人につき3,000円
過去の実績	≪臨時福祉給付金≫※平成26年度実施 対象者：平成26年度の市民税が課税されない方(課税者の扶養親族や生活保護の受給者は除く) 支給額：1人につき10,000円を支給※老齢年金等の受給者は5,000円加算あり 支給決定人数：22,765人(うち加算有11,518人) ≪子育て世帯臨時特例給付金≫※平成26年度実施 対象者：平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)を受給している方で、平成25年の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方(臨時福祉給付金の対象児童や生活保護の受給者は除く) 支給額：対象児童1人につき10,000円 支給決定児童数：17,523人
今後の取り組み	9月9日(水)から郵送申請の受付を開始(窓口での受付は10月1日(木)から。また、現金支給の受付は10月19日(月)から)。申請期限は平成28年2月15日(月)まで(当日消印有効)。申請から支給までに1ヶ月程度かかる。
URL	2つの給付金 <a href="http://www.city.hadano.kanagawa.jp/kosodate/rinjikyufukin.html">http://www.city.hadano.kanagawa.jp/kosodate/rinjikyufukin.html</a>
問い合わせ	子育て支援課臨時給付金担当 金澤・柳川 電話 0463(86)9101